

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

西東京都市計画道路 3・5・4号新青梅街道線

2 理 由

西東京都市計画道路 3・5・4号新青梅街道線（以下「新青梅街道線」という。）は、西東京市富士町三丁目を起点とし、西東京市芝久保町五丁目を終点とする、延長約4キロメートルの路線である。

新青梅街道線交差点については、交差点付近の単路部分は既に整備が完了しているが、西東京市田無町七丁目に位置する交差点の隅切りについては一部未整備となっている。

都内の都市計画道路は、長期的視点で都市計画決定しているものの、計画決定から相当程度の時間を経ているため、社会経済情勢や都民ニーズの変化等を踏まえて、適時適切に都市計画の見直しを行っていく必要があることから、当該交差点の隅切りについて、現在の都道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成24年東京都条例第147号）（以下「道路構造条例」という。）等により検証を行った。

その結果、当該隅切りが道路構造条例等に定める隅切り長を満たしていることが確認されたため、現道の区域に合わせる計画変更（隅切りの縮小）を行う。

このため、新青梅街道線の本交差点における隅切りの一部区域を変更する。